

兵庫県政務活動費の交付に関する規程

平成13年 3月28日

議会告示第4号

最終改正 令和2年12月28日 議会告示第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条第1項に規定する会派結成届の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項に規定する会派異動届の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 条例第5条第2項に規定する会派解散届の様式は、様式第3号のとおりとする。

(会派の通知)

第3条 条例第6条の規定による通知は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第8条第1項又は第2項に規定する政務活動費の請求は、政務活動費請求書（様式第5号）によるものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第9条に規定する収支報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを、知事に送付するものとする。

(領収書等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の政務活動費経理責任者は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出について、条例第9条第3項に規定する領収書等の写しの原本を整理保管し、同上に規定する収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第11条第2項の収支報告書等の閲覧に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第44号）の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日において現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る収支報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。